

熊本県告示第250号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する医療機関を次のとおり指定した。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所 在 地	担当すべき 医療の種類	指 定 年 月 日
うきクリニック	下益城郡松橋町 松橋 6-1	腎臓	平成15年3月5日
さくら調剤薬局松橋店	下益城郡松橋町大野 346	調剤	平成15年3月5日
登立調剤薬局	天草郡大矢野町登立 1424-1	調剤	平成15年3月5日
やまだ薬局	水俣市天神町二丁目 23-2	調剤	平成15年3月5日
訪問看護ステーション	玉名市月田 2107-3	訪問看護	平成15年3月5日

熊本県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
グループホーム郷有限会社「たんぽぽ」 鹿本郡植木町大字宮原 177 番地	グループホーム郷 有限会社	平成15年3月1日

熊本県告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
宇賀岳病院 下益城郡松橋町松橋 1455-1	医療法人社団 黎明会	平成15年3月31日

熊本県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年3月14日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名八女線	玉名市大字岩崎字川原 同 所 字晩次郎 339 番地先から 2083 番 4 地先まで	505.0	単 道 改
"	玉名立花線	玉名市大字月田字長湊 同 所 字石小田 2107 番 1 地先から 1445 番 1 地先まで	258.0	"